

## 北但行政事務組合入札参加者審査会規程

〔平成 10 年 7 月 1 日〕  
訓 令 第 1 号

改正 平成 17 年 3 月 18 日訓令第 5 号 平成 19 年 4 月 1 日訓令第 4 号  
平成 20 年 3 月 31 日訓令第 4 号 平成 21 年 3 月 31 日訓令第 3 号  
平成 21 年 5 月 15 日訓令第 6 号 平成 23 年 4 月 1 日訓令第 2 号  
平成 23 年 9 月 20 日訓令第 3 号 平成 25 年 2 月 21 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北但行政事務組合契約規則（平成 7 年北但行政事務組合規則第 34 号。以下「規則」という。）第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、入札参加者審査会（以下「入札審査会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(審査事項及び審査対象設計金額)

第 2 条 入札審査会は、規則第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を審査する。

2 規則第 3 条の 2 第 1 項第 5 号の別に定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 工事の請負契約 3,000 万円
- (2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務等の委託又は役務の調達契約 1,000 万円
- (3) 製造の請負又は物件の買入れ契約 500 万円

(組織)

第 3 条 入札審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、次のとおりとする。

- (1) 会計管理者
- (2) 総務課長
- (3) 施設整備課長

4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員は、委員長が命ずる。

(委員長の職務)

第 4 条 委員長は、会務を総括する。

2 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の定める委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 入札審査会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 入札審査会は、委員長が議長となり、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 入札審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、審議のために必要があると認めるときは、必要と認める者にその出席を求め意見を聴くことができる。

(持回り審議)

第6条 審査事項について急施を要するため、委員長において委員会を招集する暇がないと認めるときは、持回りにより審議をすることができる。

(秘密の保持)

第7条 入札審査会の会議に出席した者は、議事の経過を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 入札審査会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、入札審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日訓令第5号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第4号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第3号)

この規程は、平成21年5月16日から施行する。

附 則 (平成21年5月15日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月20日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月21日訓令第1号) 抄  
(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。